

横浜市会議員の資産等補充報告書等の閲覧開始について

「政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、横浜市会議員の資産等補充報告書等の閲覧を開始します。

■ 閲覧開始時期

令和4年7月4日(月)午前8時45分から

■ 対象書類

(1) 資産等補充報告書 85人分

令和3年1月1日から12月31日までに増加し、12月31日において有する資産のみを記載しています。

(2) 所得等報告書 83人分

所得は、令和3年分(令和3年1月1日から12月31日まで)の総所得金額等を記載しています。令和3年(1年間)を通じて議員であった者が提出義務の対象です。

(3) 関連会社等報告書 85人分

令和4年4月1日現在、報酬(額の多寡は問いません。)を得て、役職等(社長、顧問、社員、嘱託員等)に就いている場合に記載しています。

■ 閲覧時間

開庁日の午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

■ 閲覧場所

議会局会議室(議会局秘書広報課 Tel:671-3040)

■ 関係条例等

政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する条例 第2条～第5条

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00000033.html

政治倫理の確立のための横浜市会議員の資産等の公開に関する規程 第12条

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00000034.html

お問合せ先

議会局秘書広報課長 柴垣 涼 Tel 045-671-3079